

指定障害福祉サービス事業所等 御中

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班

指定障害福祉サービス事業所等における届出等手続き(電子化)の一部追加について

みだしのことについて、事業者の負担軽減及び事務作業の効率化に資するため、届出等手続きの電子化について令和4年10月18日に通知したところです。電子化を行う届出等を追加しますのでご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 追加手続き

(1) 事故報告書

2 留意事項

(1) 電子申請対応への猶予期間について

令和4年12月31日までは、「郵送等の紙ベースによる届出」と「電子申請による届出」の両方での届出を可能とし、令和5年1月1日からは「電子申請による届出」へ完全移行を予定しています(その際には別途通知いたします)。

(2) 猶予期間中における「郵送等の紙ベースによる届出」と「電子申請による届出」の両方による届出がなされた場合の対応について

「電子申請による届出」がなされたものとして対応いたします。

(3) 令和4年10月18日付をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課 事業指導支援班
TEL : 098-866-2190
メール : aa029017@pref.okinawa.lg.jp